

議第 10 号

岐阜県教育委員会鍵情報等管理規程の一部を改正する訓令について

岐阜県教育委員会鍵情報等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定めるものとする。

平成31年3月20日提出

岐阜県教育委員会

教 育 長      安 福   正 寿

(提案理由)

文書管理システムの機能廃止に伴う改正を行う。

<根拠法令>

教育長に対する権限の委任等に関する規則

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号。以下「法」という。）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号。以下「委任等規則」という。）の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から十まで 略

十一 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

十二から二十まで 略

2 略

岐阜県教育委員会鍵情報等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年 月 日

岐阜県教育委員会

教育長 安 福 正 寿

岐阜県教育委員会鍵情報等管理規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会鍵情報等管理規程（平成十四年岐阜県教育委員会訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「。以下「公文書規程」という。」を削る。

第七条第一項中「、公文書規程第二条に定める文書管理システム（第三項において同じ。）を利用する回議にあつては、当該システムにより鍵情報等行使者の審査を受けるものとする。ただし、紙による回議を行う場合には」を削り、「添えて審査」を「添えて鍵情報等行使者の審査」に改め、同条第三項中「、文書管理システムを利用する回議にあつては、当該システムに公印押印の承認の登録を行うものとする。ただし、紙による回議を行う場合には」を削る。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

岐阜県教育委員会鍵情報管理規程（平成十四年教育委員会訓令甲第七号）新旧対照表

（新）

第一条から第四条まで 略

（鍵情報等行使者）

第五条 略

2 鍵情報等行使者は、当該課及び現地機関等の文書取扱責任者（岐阜県教育委員会公文書規程（昭和四十四年岐阜県教育委員会訓令甲第一号）第六条第一項の文書取扱責任者をいう。）をもって充てる。

3 略

第六条 略

（電子署名の実施）

第七条 電子文書に電子署名を実施するときは

2 略  
原議その他証拠書類を添えて鍵情報等行使者の審査を受けなければならない。

3 鍵情報等行使者は、電子署名の実施を適当と認めるときは、文書の発信者名の職責に該当する電子署名を実施し

4 略  
当該電子署名に係る原議に岐阜県教育委員会公印規則（昭和四十年岐阜県教育委員会規則第九号）第六条第二項に定める公印押印済みの表示印を押さなければならない。

第八条及び第九条 略

附則 略

（旧）

第一条から第四条まで 略

（鍵情報等行使者）

第五条 略

2 鍵情報等行使者は、当該課及び現地機関等の文書取扱責任者（岐阜県教育委員会公文書規程（昭和四十四年岐阜県教育委員会訓令甲第一号）以下「公文書規程」という。）第六条第一項の文書取扱責任者をいう。）をもって充てる。

3 略

第六条 略

（電子署名の実施）

第七条 電子文書に電子署名を実施するときは、公文書規程第二条に定める文書管理システム（第三項において同じ。）を利用する回議にあつては、当該システムにより鍵情報等行使者の審査を受けるものとする。ただし、紙による回議を行う場合には、原議その他証拠書類を添えて  
審査を受けなければならない。

2 略  
鍵情報等行使者は、電子署名の実施を適当と認めるときは、文書の発信者名の職責に該当する電子署名を実施し、文書管理システムを利用する回議にあつては、当該システムに公印押印の承認の登録を行うものとする。ただし、

3 略  
紙による回議を行う場合には、当該電子署名に係る原議に岐阜県教育委員会公印規則（昭和四十年岐阜県教育委員会規則第九号）第六条第二項に定める公印押印済みの表示印を押さなければならない。

第八条及び第九条 略

附則 略